

さいたま市データ利活用方策等調査検討業務 企画提案実施要綱

本件への参加に際しては、必ずこの「さいたま市データ利活用方策等調査検討業務企画提案実施要綱（以下、「実施要綱」という。）」をお読みください。また、次の事項にご留意ください。

- (1) 提案者は、本書及びその他交付資料等を熟読し、遵守してください。
- (2) 本件の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、返却しません。

業務主管課（問合せ先及び提出先）	
担当	さいたま市都市戦略本部未来都市推進部 未来都市共創担当
所在地	さいたま市浦和区常盤6-4-4 (さいたま市役所5階)
TEL	048-829-1457
メールアドレス	mirai-toshi-suishin@city.saitama.lg.jp

1 業務の目的及び概要

「さいたま市データ利活用方策等調査検討業務 要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）を参照してください。

2 業務の実施

本業務は、公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、実施します。

なお、実施内容については、要求水準書及び企画提案書に基づき、委託者と受託者の協議の上、必要に応じ調整を行い、契約内容として決定します。

3 参加資格

本件に参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次のすべての要件を満たさなければならないものとします。

- (1) 本招請日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「計画策定」の受注希望業務「その他の計画策定」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 令和6年4月17日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと。

- (7) 国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体と令和元年度以降に一契約でスマートシティ又はデータ連携基盤（都市 OS）に関する調査検討、計画策定（改定含む）又はスマートシティサービス導入に係る契約を元請で契約し、これを誠実に履行した実績を有する者であること。

4 資料及びその交付方法

(1) 交付資料

- ア 実施要綱
- イ 要求水準書
- ウ 提出書類各種様式（様式 1～5）

(2) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードできます。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【さいたま市データ利活用方策等調査検討業務 企画提案の募集について】

(3) その他

- ア (1)ア～ウの資料は、本件以外で使用することはできません。
- イ さいたま市契約規則及びさいたま市業務委託契約基準約款は、さいたま市ホームページにてご確認ください。
- ア) さいたま市契約規則
【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【共通】→【共通（規程集）】→【さいたま市例規集】
- イ) さいたま市業務委託契約基準約款
【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【契約約款】→【契約約款（規程集）】

5 説明会

- (1) 本件にかかる説明会は、開催しません。
- (2) 本件の内容に関する質問がある場合については、7 質問及び回答を参照してください。

6 参加意思の表明手続き

本件への参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次により参加意思表明書を提出してください。

(1) 提出書類

「別表 1 各種様式」中の「様式 1 参加意思表明書」

(2) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）とします。

（郵送の場合は令和6年5月8日（水）必着）

(3) 提出期限

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

(4) 提出場所

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(5) 参加資格の確認

参加意思表明書を提出した者に対しては、本件への参加資格の有無にかかる通知を、令和6年5月15日（水）付で発送します。

7 質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、次の方法で質問を行うことができます。

(1) 受付期間

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

(2) 質問方法

質問は電子メールでのみ受け付けます。次の事項を遵守してください。

ア 質問書の様式は、**4 資料及びその交付方法**にて市（業務主管課）が提示する「様式2 質問書」とします。この様式に質問事項等を入力してください。

イ 電子メールのタイトルは「プロポ【質問・（提案者名）】さいたま市データ活用方策等調査検討業務」としてください。これに、アで作成した電子データを、ファイル形式を変換せずに（拡張子を変えずに）添付し、送信してください。

ウ セキュリティの関係上、本様式以外のデータの添付を禁じます。

エ 電子メール送信後、1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」に、到達確認の電話をお願いします。

オ 受付期間内に、質問が市（業務主管課）に到達するようにしてください。受付期間内に未到達（到達確認されなかったものを含む。）の質問に対しては、一切回答しません。

カ 質問の内容は公表します（詳細は(4)のとおり）。市（業務主管課）の判断により、一部非公表とすることもあります。質問の公表によって、自己の提案内容等が他者に類推されたとしても、市（業務主管課）は一切の責任を負いません。

(3) 質問の提出先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(4) 質問に対する回答

質問の内容及び回答は、令和6年5月15日（水）までに、さいたま市ホームページ上に公表します。ただし、質問者の名称は公表しません。

なお、質問及び回答を公表することにより、質問者が特定される可能性や、提案内容が明らかになる可能性があるなど、質問者に不利益を与える恐れがあると認められる部分については、市（業務主管課）の判断によって、その部分を除いて公表することがあります。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【さいたま市さいたま市データ利活用方策等調査検討業務 企画提案の募集について】

8 企画提案書等

(1) 企画提案書の内容

要求水準書を参照のうえ、「別表4 企画提案内容及び審査の視点」に記載されている提案内容を含む提案書を提出してください。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

「別表3 提出書類一覧」を参照してください。

イ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）とします。

（郵送の場合は令和6年5月29日（水）必着）

ウ 提出期限

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

エ 提出場所

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(3) 企画提案書等の受理

ア **11 提案者の失格** に該当する場合は、企画提案書等を受理しません。

イ 書類の不備・不足等が確認された場合は、企画提案書等を受理しません。

ウ 「別表3 提出書類一覧」で指定する書類以外は、一切受理しません。

(4) 企画提案書等の取り扱い

ア 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を提案者以外の者に知られることのないように取り扱います。ただし、最優秀提案者の提案については、一部（他者と比べ優位な点等）を公表することがあります。

イ 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を審査目的以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された企画提案書等は、事由の如何を問わず返却しません。ただし、提出期限内に提出者からの申出があった場合に限り、企画提案書等の追加・差替えができることとします。

エ 提出期限後の、企画提案書等の追加・差替えは一切認めません。

(5) 企画提案書等の到着確認に関する問合せ先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

9 プレゼンテーション

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施します。企画提案書を提出した者は、必ず参加してください。

(1) 実施日時・場所

「別表 2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。実施時刻の詳細及び会場については、追って通知します。

(2) 実施方法

ア 参加人数

3名以内とします。

イ 説明時間

10分以内とします。終了後、別途、質疑応答の時間を10分設けます。

ウ 説明方法

(ア) 提出した企画提案書を基にプレゼンテーションを行ってください。なお、企画提案書に記載のない新たな提案は認めません。

(イ) 市（業務主管課）は、プロジェクター（HDMIケーブルを含む。）及びスクリーンを準備します。その他プレゼンテーションに必要な機材（パソコン等）は、プレゼンテーションを行う者が準備してください。

エ 注意事項

プレゼンテーションでは、企業名を伏せて説明を行うこととします。企画提案書やその他プレゼンテーションに使用する資料等には、企業名、企業ロゴ等を記載しないでください。

オ その他

プレゼンテーションは非公開とします（録音録画等も禁じます。）。

10 審査・選定

(1) 審査方法及び審査基準

企画提案書等の内容について、「さいたま市データ利活用方策等調査検討業務事業者選定委員会」により審査を行います。

審査基準については、「別表 4 企画提案内容及び審査の視点」を参照してください。

(2) 優先交渉権者の決定

提案内容が本市の要求を満たしている企画提案書について、評価を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とします。

提出されたすべての企画提案書が本市の要求を満たさないものであると判断した場合は、優先交渉権者を選定しないことがあります。

(3) 審査結果の通知

ア 通知日

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

イ 通知方法

郵送により各提案者に送付します。

11 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。(提案書は無効となります。)

- (1) 3 参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積金額が要求水準書に記載されている予算の上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 提出期限までに企画提案書等の提出がない場合

別表1 企画提案実施スケジュール

企画提案募集開始
令和6年4月17日（水）
・告示、さいたま市ホームページにて募集情報公開開始
資料交付期間
令和6年4月17日（水）から令和6年5月8日（水）まで
・交付方法は3ページに記載の「資料及びその交付方法」のとおり
参加意思表明書受付期間
令和6年4月17日（水）から令和6年5月8日（水）まで
・「様式1 参加意思表明書」を用いること
参加資格の確認通知
令和6年5月15日（水）付で通知予定
・郵送により通知
質問受付期間
令和6年4月17日（水）から令和6年5月8日（水）まで
・電子メールでのみ受け付ける。「様式2 質問書」を用いること
・回答は令和6年5月15日（水）までにさいたま市HPに掲載予定
企画提案書等受付期間
令和6年5月15日（水）から令和6年5月29日（水）まで
・提出書類については、別表2及び別表3を参照
プレゼンテーション
令和6年6月4日（火）実施予定
・実施時刻の詳細及び会場については、追って通知
審査結果通知
令和6年6月中旬に通知予定
・郵送により通知
契約
令和6年6月下旬を予定

注1：本件の詳細については、必ず実施要綱本文にて確認すること。

注2：本件にかかる書類等の受付時間については、時間の指定がある場合を除き、「さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで」とします。

別表 2 各種様式

様式番号	様式名
様式 1	参加意思表明書
様式 2	質問書
様式 3	企画提案書表紙
様式 4	業務経歴書
様式 5	業務実施体制調書

別表 3 企画提案書類一覧

No.	書類名	様式	提出部数
1	企画提案書表紙	様式 3	1 部
2	業務経歴書 ・提案者の業務実績を記入すること。	様式 4	10 部 (正本 1 部、副本 9 部)
3	業務実施体制調書 ・業務の実施体制及び業務責任者・担当者の業務実績について記入すること。	様式 5	
4	企画提案書 ・別表 4 の「3 企画提案 ア 妥当性」の各事項に対して、構想や実施方法等の企画提案を作成すること。	任意様式	
5	業務工程表 ・企画提案書に記載した業務の履行スケジュールを示すこと。	任意様式	
6	見積書 (税込) ・業務履行に係る一切の経費を含むものとし、内訳を記載すること。	任意様式	

別表4 企画提案内容及び審査の視点

評価項目	評価要素	評価の着目点	配点
1 業務実績	事業者の業務実績	令和元年度以降に受託し、適切に履行・完了した同種の業務実績の件数に応じて評価する。 <同種の業務実績> ・ 国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体と令和元年度以降に一契約でスマートシティ又はデータ連携基盤（都市OS）に関する調査検討、計画策定（改定含む）又はスマートシティサービス導入に係る契約を元請で契約し、これを誠実に履行した実績。	10
2 業務の実施体制	ア 実施体制	人員配置等、業務を適正に履行できる体制が明示されているか評価する。	10
	イ 業務責任者・担当者の業務実績	業務責任者や担当者が、令和元年度以降に携わった同種の業務実績の件数に応じて評価する。	5
3 企画提案	ア 妥当性	データ連携基盤（都市OS）の先進事例調査業務について、妥当な調査手法が提案され、十分な調査件数が見込まれるかにより評価する。	20
		民間事業者及び他の行政主体が保有するデータに関する調査等業務について、妥当な調査手法が提案され、十分な調査件数が見込まれ、本市の令和6年度予算案の概要にいう「4本の柱」のコンセプトに関連した提案の方向性が示されているかにより評価する。	20
		シビックテックに関する調査等業務について、妥当な調査手法が提案され、十分な調査件数が見込まれ、本市に対する提案の方向性が示されているかにより評価する。	20
	イ スケジュール	具体的かつ、実現可能な業務スケジュールが示されているかにより評価する。	10
4 見積金額	金額	見積金額の低い者から評価する。	5
合計			100

※ 要求水準書に示す本件の予算の上限額を上回る額の見積額を提示した者は失格とし、失格者の提案書の評価（採点、順位付け等）は行わない。

※ 選定委員の評価点数の合計が、満点のうち6割に満たない者は、最優秀提案者として決定しない。